

第 54 期令和 3 年度第 3 回
香川地方最低賃金審議会
会 議 次 第

令和 3 年 7 月 27 日 (火) 13:15～
高松サポート合同庁舎北館 702 会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金ほか 3 特定最低賃金の改正決定
の必要性の有無について (諮問)

(2) その他

3 閉 会

第 54 期令和 3 年度第 3 回
香川地方最低賃金審議会
資 料 目 次

資料No.1 香川県特定最低賃金の改正決定を求める申出書（写）

2021年7月05日

香川労働局長
松瀬 貴裕 殿

香川県坂出市川崎町1番地
川崎重工労働組合坂出支部
執行委員長 和泉 洋



香川県高松市朝日町4丁目1番地1号
JAMマキタ労働組合
執行委員長 朝國 智之

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

香川県において、船舶製造・修理業、船用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社を営む使用者に使用される労働者

2, 044 名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

香川県において船舶製造・修理業、船用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社を営む使用者に使用される労働者
ただし、次に掲げる者を除く

- (1) 18歳未満及び65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6ヵ月未満の者であつて技能習得中の者
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

以 上 3, 670 名

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求めるものである。
最低賃金額については、最低賃金法第15条第1項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

5. 申し出の理由

- (1) 申請産業は、香川県における主要産業であり、生産高・出荷額のみならず雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。
- (2) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から法定特定最低賃金の改正が必要であること。

6. 添付書類

- (1) 労働協約の写し
- (2) 最低賃金必要性の決議書
- (3) 申し出に関する合意書及び申請代表者に関する委任状
- (4) 香川県下における船舶製造・修理業、船用機関製造業の事業所数と労働者の概数

以 上

香川県に於ける船舶製造・修理業，船用機関製造業の 事業所数と労働者数の概数

産業小分類	事業所数	労働者数
船舶製造業・修理業， 船用機関製造業	130 事業所	3,670名

(上記の内、最低賃金の必要性に合意する者の内訳)

合意のケース	組合（支部）数	合意する者
労働協約適用	3 組合	1,398名
必要性の機関決定	2 組合	646名
計	5 組合	2,044名

(労働協約適用労働者)

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	川崎重工株式会社 坂出工場	川崎重工労働組合 坂出支部	994名
2	株式会社 マキタ	JAMマキタ労働組合	295名
3	四国ドック株式会社	三井E&S労働組合連合会 四国ドック労働組合	109名

(必要性の機関決議)

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	今治造船株式会社 丸亀事業本部	今治造船労働組合丸亀支部	533名
2	多度津造船株式会社	多度津造船労働組合	113名

2021年7月6日

香川労働局

局長 松瀬 貴裕 殿



香川県高松市錦町2-2-10 グライムビル208



香川県支部
大島 幹



香川県高松市錦町 1-12-16

フード連合四国地区協議会
事務局長 大尾 幸司



申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、香川県冷凍調理食品製造業の最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

(記)

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

香川において、冷凍調理食品製造業を営む使用者に使用される労働者

618名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

香川県において、冷凍調理食品製造業を営む使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18才未満及び65才以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって技能取得中の者

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ) 清掃、片づけまたは雑役の業務

ロ) 手作業による原料の前処理の業務

ハ) 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組み立て、容器詰めまたは包装の業務。

2,017名

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定の決定を求めるものである。

最低賃金額については、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

5. 申し出の理由

- (1) 冷凍調理食品製造業は、香川県における主要産業であり、生産高・出荷額のみならず雇用者数のウエイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。
- (2) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から法定最低賃金の改正の決定が必要であること。

6. 添付資料

- (1) 労使協定の写し
- (2) 労働者数の確認書
- (3) 最低賃金必要性の決議書
- (4) 申し出に関する合意及び申請代表者に関する委任状
- (5) 申出に関する合意労働者名と労働者数

合意ケース	申出に関する合意労働者名	労働者数
労使協定	U Aゼンセン北四国労働組合テーブルマーク労働組合	475名
労使協定	U Aゼンセン北四国労働組合三崎水産支部	40名
労使協定	U Aゼンセン北四国労働組合細川食品支部	30名
機関決議	味の素冷凍食品労働組合 西日本支部	73名
	合計	618名

- (5) 香川県における冷凍調理食品製造業の事業所数と労働者数の概数
〈冷凍調理食品製造業の事業所数と労働者数の概数〉

適用事業所数	適用労働者数
60事業所	2,017名

以上

令和3年7月9日

香川労働局長 松瀬 貴裕 殿



香川県高松市新田町甲34

タダノ労働組合

執行委員長 中村 章



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

香川県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

2, 722人

2 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

香川県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

ただし、次に掲げるものは除く

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヵ月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
イ 清掃の業務 ロ 片付け又は雑役の業務

以上 6, 233人

3 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

4 申し出の内容

上記3の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5 申し出の理由

- (1) 申請産業は、香川県における主要産業であり、生産高・出荷額のみならず雇用者数のウエイトが高く県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと
- (2) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から法定最低賃金の改正の決定が必要であること

6 添付資料

- (1) はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概要
- (2) 最低賃金必要性の決議書
- (3) 申し出に関する合意及び申請代表者に対する委任状
- (4) はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業に関する賃金格差疎明資料

以 上

香川県における はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の
事業所数と労働者数の概数
及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 香川県における はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の
事業所数と労働者数の概況

(令和2年12月現在)

産 業 名	事 業 所 数	適 用 労 働 者 数
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	326事業所	6,233人

2. 合意の効力の及ぶ労働者数

2,722人

3. 労働組合又は従業員団体により最低賃金を改正することが必要であるとの
機関決定が行われている場合の労働組合又は従業員団体の構成員数の内訳

(登録労働組員数および従業員会名簿より)

	機関決定を行った団体名	その構成員数
1	ジェイテクト労働組合香川支部	680人
2	村上製作所労働組合	130人
3	タダノ労働組合	1,255人
4	石垣労働組合	309人
5	タダノエステック労働組合	85人
6	タダノアイレック従業員会	177人
7	タダノエンジニアリング社員会	86人
合計	7 団 体	2,722人

令和3年 7月 13日

香川労働局長 殿



電機連合東四国地方協議会香川地域協議会
議長 門 裕介



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、香川県製造業の特定最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

香川県において電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 2,005名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

香川県に於いて電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

ただし次に掲げる者を除く

(1) 18歳未満及び65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中の者

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ. 清掃・片付け又は賄いの業務

ロ. 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤・卓上ボール盤・手持電動工具

その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行なう運搬・包装・箱詰め・

袋詰め・みがき・選別・検査・組立て・取付け・マーク打ち・塗油・組線・巻線・

かしめ・穴あけ・ねじ切り・曲げ・打ち抜き又はバリ取りの業務

(これからの業務のうち流れ作業の中で行なう業務を除く)

以 上 5,144名

3. 改正の決定を申し出る特定最低賃金の件名

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される特定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

最低賃金額については、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

5. 申し出の理由

- (1) 申請産業は、香川県における主要産業であり、生産高・出荷額のみならず雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと
- (2) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から特定最低賃金の改正の決定が必要であること
- (3) 労働協約の賃金の最も低い額：1,061 円/時間

*協定額を月間所定労働時間数 155 時間で除した額

6. 添付書類

(1) 労働協約の写し

- イ. 三菱電機株式会社と三菱電機労働組合との最低賃金に関する確認書
- ロ. 三菱電機エンジニアリング株式会社と三菱電機エンジニアリングユニオンとの最低賃金に関する覚書
- ハ. 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社と三菱電機プラントエンジニアリング労働組合との最低賃金に関する協定書

(2) 最低賃金必要性の決議書

- イ. 四変テック労働組合
- ロ. 四国計測工業労働組合
- ハ. アオイ電子労働組合
- ニ. 四国工商ユニオン

(3) 申し出に関する合意及び申請代表者に関する委任書

(4) 香川県下における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者の概数

(5) 賃金格差疎明資料

以 上

(労働協約適用労働者)

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	三菱電機株式会社受配電システム製作所	三菱電機労働組合丸亀支部	586 人
2	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 丸亀事業所	三菱電機プラントエンジニアリング労働組合 丸亀分会	74 人
3	三菱電機エンジニアリング株式会社 丸亀事業所	三菱電機エンジニアリングユニオン 丸亀支部	149 人
労働協約適用労働者の合計			809 人

(必要性の機関決議)

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	四変テック株式会社	四変テック労働組合	347 人
2	四国計測工業株式会社	四国計測工業労働組合	434 人
3	アオイ電子株式会社	アオイ電子労働組合	352 人
4	四国工商株式会社	四国工商ユニオン	63 人
必要性の機関決議における適用労働者数の合計			1,196人